

インボイス不要 定額減税より やっぱり消費税減税が1番

○インボイス導入で消費税負担増

4月は個人事業主の消費税納付・振替期限でしたが、特に今回、売上1千万以下でインボイスを登録し消費税課税業者になつた人は負担が増えて大変でした。

今回は10月1日以降のインボイス登録日から年末までの売上にかかる消費税でしたが、来年の申告からは今年1年分の売り上げにかかります。「2割特例」があつても負担は今回の何倍増にもなるので、当然期限までに納付できない事業者も出てくると思われます。

その場合、「換価の猶予（国税を一時に納付する事により事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合）」、申請に基づいて差し押さえ財産の換価（＝売却）が猶予される。延滞税が安くなる」の活用も考えましょう。

また、今現在自分の課税方法が「簡易課税」か「本則課税」か確認し、仕入れ・経費の比率等から、変更する必要があるか機会を見て検討しましょう。

○定額減税 所得税は6月・住民税は7月から

岸田内閣が物価高対策の名のもと「増税隠し」の田玉政策として行う「定額減税」が実施されます。

給与所得者については、所得税減税を「6月1日以降の最初の給与・賞与にかかる所得税から」本人・扶養者一人あたり3万円を引ききれるまで毎月行い年末までに引ききれなければ年末調整で精算、住民税減税を、6月は特別徴収（＝天引き）せず、市から届く「減税後の年額」が11等分された特別徴収決定通知書の金額を7月から5月まで特別徴収します。従業員のいる事業主の方は忘れず行ってください。

個人事業主自身は、予定納税のある人は本人分が第1期分から自動控除・配偶者と扶養親族分は確定申告時に控除して申告になります。予定納税の無い人は確定申告時に控除して申告します。

○消費税減税の運動を

世論調査では国民は定額減税に期待しているません。消費税率を下げる5%に一本化すればインボイスも不要、定額減税より多くの国民に恩恵があります。ぜひみんなで消費税減税の運動をすすめましょう。

※事務所への来訪はあらかじめ電話で確認を。民商事務局では日々事務所で会員からの相談を受けていますが、銀行・職安・監督署や街頭行動への外出や毎週水・木の商工新聞配達・会費集金等により事務所不在の場合があります。相談などある場合は電話で確認の上、時間を約束してからおいでください。

△労働保険事務組合より

労働保険年度更新手続きを終えました。保険料の納付はこれから始まります。

○一般労働保険について4月中旬より労働保険料の令和5年度分確定と令和6年度分概算の計算に必要な資料について、全ての委託事業所からいただく事ができました。

今年度の保険料納入通知（期別の納入日と納付額）は6月上旬から中旬にかけてお送りします。また1期分保険料の口座引落は6月28日に予定していますが、ハガキにて事前に各事業所あてにお知らせします。

※毎年毎期、残高不足で口座引落ができない事案が数件あります。納入通知を受け取つたら必ず「確認の上、口座入金等引落の「準備をよろしくお願ひします。

○一人親方労働保険についても、保険料の納入通知（期別の納入日と納付額）を封書で通知致しますので、期日までに振込をお願いします。

○例年この時期、元請けからの要望と思われる労働保険の加入証明書の発行（今年度分）を依頼される事が多いのですが、以前に比べ、基礎日額や特別加入者氏名、保険料など具体的な記載の要望が多くなっています。必要に応じて書類作成しますので、相手の要望内容をよ／＼確認の上お電話ください。

○建設業で雇用保険（労働保険番号）の333221と労災保険（の333225）に入っている事業者で5年以上雇用保険の被保険者がゼロの場合、職安から「雇用保険適用事業所のみなし廃止処理」を言われる場合があります。その場合、雇用保険は「委託解除」となります。また労災の特別加入も脱退する事になります。

労災保険そのものは残せますが、それ以降、元請け工事に下請けとして入った場合でも事業主が事故に遭つても労災適用にならない場合があります。別途「建設業一人親方組合」に加入する必要があります。

昨年もみなし廃止が1件ありました。連絡は職安から事務組合に入りますので、いかにもから連絡しますのでご承知おきください。